

入所料金表

社会福祉法人 正和会

介護老人保健施設 やすらぎの杜

<令和2年6月1日改定>

両面

1-1 基本料金 介護サービス費 (在宅強化型老健)

(日額)	1割		2割		3割	
	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室
要介護 1	822円	742円	1,644円	1,484円	2,466円	2,226円
要介護 2	896円	814円	1,792円	1,628円	2,688円	2,442円
要介護 3	959円	876円	1,918円	1,752円	2,877円	2,628円
要介護 4	1,015円	932円	2,030円	1,864円	3,045円	2,796円
要介護 5	1,070円	988円	2,140円	1,976円	3,210円	2,964円

基本料金 加算(日額)	1割	2割	3割	
夜勤職員配置加算	24円	48円	72円	
栄養マネジメント加算	14円	28円	42円	栄養ケア計画を作成し実施を行った場合加算
サービス提供体制強化加算 I	18円	36円	54円	

基本料金 加算(月額)	1割	2割	3割	
口腔衛生管理体制加算	30円	60円	90円	①歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアマネジメントに係る口腔ケアの技術助言・指導を月1回以上行う②入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている③入所者の定員超過減算や人員基準減算がない

1-2 加算対象料金

介護サービス費(日額)	1割	2割	3割	
認知症ケア加算	76円	152円	228円	認知症専門棟に入所された場合加算
初期加算	30円	60円	90円	入所日より30日間加算
外泊時加算	362円	724円	1,086円	外泊されてから2日目より、施設サービス費が減額され、外泊加算が加算(1ヶ月6日まで)
療養食加算(1食毎に加算)	6円	12円	18円	糖尿病・肝臓病・腎臓病・胃潰瘍・貧血・膵臓病・高脂血症・痛風・検査食など特別な治療を提供した場合加算
短期集中リハビリテーション実施加算	240円	480円	720円	入所日から3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合加算
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円	480円	720円	入所日から3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合加算(週3回)
ターミナルケア加算(死亡日以前4~30日)	160円	320円	480円	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。入所者又はその家族等の同意を得て、ターミナルに係る計画が作成されている事。入所者の状態又は家族の求め等に応じて随時説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われている事。
ターミナルケア加算(死亡日前日及び前々日)	820円	1,640円	2,460円	
ターミナルケア加算(死亡日)	1,650円	3,300円	4,950円	
かかりつけ医連携薬剤調整加算	125円	250円	375円	多剤投薬されている入所者に処方方針を医師とかかりつけ医が事前に合意しその処方方針に従って減薬する取り組み
在宅サービスを利用したときの費用	800円	1,600円	2,400円	外泊を認め、在宅サービスを利用した場合は、所定単位数に代えて1日につき一定の単位数を算定(1ヶ月6日まで)
再入所時栄養連携加算	400円	800円	1,200円	医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合
排せつ支援加算(月額)	100円	200円	300円	排泄に介護を要する利用者に対し他職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合の新たな評価を設ける
褥瘡マネジメント加算(月額)	10円	20円	30円	入所者の褥瘡発生を予防する為、定期的な評価を実施しその結果に基づき計画的に管理する事。
低栄養リスク改善加算(月額)	300円	600円	900円	リスクの高い利用者に対して、多職種が協働して改善する為の計画を作成し、定期的に食事の観察を行い栄養・食事調整を行う
介護職員処遇改善加算(I)				総単位数に対して3.9%加算
介護職員等特定処遇改善加算(I)				総単位数に対して2.1%加算

※ 上記加算以外にも場合によっては加算をさせて頂くことがあります。

緊急時治療管理加算、退所時等支援等加算、退所時等支援加算、退所時情報提供加算、試行的退所時指導加算、所定疾患施設療養費、在宅復帰支援機能加算、経口移行加算、入所前後訪問指導加算(I)(II)、認知症情報提供加算、地域連携診療計画情報提供加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算、訪問看護指示加算、退所前連携加算、若年性認知症受入加算、口腔衛生管理加算、身体拘束廃止未実施減算

入所料金表

社会福祉法人 正和会

介護老人保健施設 やすらぎの杜

<令和2年6月1日改定>

両面

2-1 利用料 食事代 (日額) 【注1】

【注1】居住費・食費については、各市町村に減額申請を行い、市町村の認定により段階が決まります。

第4段階(基準費用)	1,550円	第1～3段階以外の方 [食事代内訳：朝食250円 昼食600円 間食50円 夕食650円]
第3段階	650円	市民税世帯非課税であって第2段階以外の方(課税年金収入額が80万円超266万円未満の方など)
第2段階	390円	市民税世帯非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第1段階	300円	市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者

*対象要件の見直しにより、平成27年8月から、次のいずれかに該当する場合は対象外となりました。

1. 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
2. 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、
預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合。

2-2 居住費(日額) 【注1】

	多床室	個室	
第4段階(基準費用)	377円	1,668円	*段階は食事代と同じ
第3段階	370円	1,310円	*多床室とは、2人部屋・4人部屋
第2段階	370円	490円	*居住費の中に水道光熱費含む
第1段階	0円	490円	

2-3 日用品費 (日額)

日用品費	210円	石鹸、シャンプー、おしぼり、タオル代等として
------	------	------------------------

2-4 特別室 部屋代 (日額)

特室料	700円	個室
	500円	多床室(洗面・トイレ付)
	200円	多床室(洗面付)

2-5 その他の費用として

洗濯代	業者に委託(洗濯物：上着1点130円・下着1点80円・その他)
電気代	持込電気器具類(テレビ、各種充電器等) それぞれ1点につき 30円/日
その他費用	健康管理費(予防接種等)・特別な食事の費用は個別徴収
理美容代	業者に委託 直接支払

※行事・クラブ費について、必要時別途実費となります。その際は、その都度ご相談させていただきます。

※電気代につきましては、消費電力に関わらず1日につき1点30円頂くこととなります。